

函館工業高等専門学校・三菱電機プラントエンジニアリング奨学金要項

令和7年9月3日

校長 裁定

(設置)

第1条 函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社から受け入れた寄附金を原資として、「函館工業高等専門学校・三菱電機プラントエンジニアリング奨学金（以下「奨学金」という。）を設置する。

(趣旨)

第2条 この要項は、函館工業高等専門学校教育研究支援基金規程（平成27年12月22日函高専達第11号、以下「基金規程」という。）第4条第三号の規定に基づく寄附金として、本校に在籍する学生に対する学資等に相当する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類、給付額)

第3条 奨学金の種類は、返還義務のない給付型とし、給付額は月額30,000円とする。

(奨学生の資格要件)

第4条 奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という。）

は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 日本国籍を有する学生又は、日本への永住が許可されている学生であること。
- 二 生産システム工学科電気電子コース（以下「コース」という。）の本科4年次または5年次に在籍している成績優秀（学業成績が本人の属する学年・学科の上位4分の1以内をいう。）な学生であること。（各学年原則2名）
- 三 修学意志が強く、学校生活を意欲的に送っている学生であること。（前年度の出席日数が出席すべき日数の9/10以上であること。ただし傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、出席すべき日数の8/10以上であること。）
- 四 申請時点において本校に在学しており、休学中でないこと。
- 五 過去に本校の規則に違反し、または学生の本分に反する行為により、懲

戒処分または嚴重注意を受けていないこと。

六 申請時に暴力団排除についての宣誓ができる者

七 申請時に個人情報の取り扱いに同意できる者

(申請書類)

第5条 奨学生になることを希望する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

一 給付申請書

二 住民票(本人分)写し

三 生活中心者の源泉徴収票または市町村長が発行する所得証明書

四 学業成績証明書

五 暴力団排除についての宣誓(申請書に記載)

六 個人情報取り扱いへの同意(申請書に記載)

(選考及び決定)

第6条 奨学生の選考及び決定は、コースからの推薦に基づき学生委員会において行うものとし、支出に関する確認及び決定は、教育研究支援基金運営委員会(以下「運営委員会という。」)において行うものとする。

2 前項の規定により奨学金の給付を決定したときには、申請者に対して、奨学金決定通知書により通知するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、原則、6か月分を一括して交付するものとし、当該期間内の最終月の末日までに交付することを原則とする。ただし、特別の事情があるときは、前記によらないで交付することができる。

2 奨学金の交付は、奨学生の授業料引き落とし口座又は奨学生指定口座への振込みの方法により行うものとする。

3 給付期間は、採用年度の4月から翌年3月までの1年間とする。

(奨学生の義務等)

第8条 奨学金の給付を受ける奨学生は、次の各号に掲げる義務を負う。

一 本校の規程等を遵守し、学業に精励すること。

二 給付を受けた年度末において、年次報告書を本校経由三菱電機プラントエンジニアリング株式会社あてに提出する。

(重複受給)

第9条 他の貸与型の奨学金及び給付型の奨学金のいずれについても、併給を認めるものとする。

(給付の廃止)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、学生委員会の議を経て、奨学金の給付を廃止し、または奨学金の返還を求めることができる。

- 一 疾病などのために修学が困難となったとき
- 二 成績不良により原級留置となったとき
- 三 休学及び退学若しくは転学したとき
- 四 申請内容に虚偽があったとき
- 五 本校の規則に違反しまたは学生の本分に反する行為により、懲戒処分または嚴重注意を受けたとき
- 六 奨学金給付の辞退の申し出があったとき

(事務)

第11条 奨学金に関する事務は、奨学生の募集、奨学生及び奨学金の決定に関する事務等は学生課において行い、支出に関する確認及び決定に関する事務等は総務課において行う。

(その他)

第12条 この要項に定めのない事項で、奨学金の給付等に関して必要な事項は、運営会議の議を経て、校長が決定する。

附 則 (令和7年9月3日制定)

この要項は、制定の日から施行する。